

EMS-JP グループ規約

第一章 総 則

名 称

第1条 本会は、EMS-JP グループ（以下、グループ）と称する。EMS は、(Electronics Manufacturing Service＝電子機器の生産受託サービス) に由来する。

目 的

第2条 本会は、会員間事業連帯活動（会員間ネットワーク構築）、情報共有を目的とする。
企業間事業連帯活動とは、「会員が自社の独自性を確保して、自社で不足する知識やノウハウ等の補完、事業コストの削減」を目的として、他の会員企業と連携して行う事業活動のことである。

事務局の所在地

本会は、事務局を世田谷区玉川台 1-5-3-2F（株式会社エヌティマイクロシステムズ内）に置く。

第二章 事 業

事 業

1. 本会は、共同研究開発、共同販売、共同生産、共同仕入れなどの形態を明確に行う。
2. 共同研究開発は、市場細分化や技術進歩により、中小企業が単独で製品開発や新分野進出は困難で自社に不足する技術・ノウハウを相互に補完し合うことで製品開発や新分野進出を図ることを目的とする。
3. 技術企業集団としての目的・事業の明確化、意欲的な企業集団であり各会員間の情報を公開し共有し合うことを目的とする。
 - ① 幹事会員は原則として1業種1社とする。
 - ② 同業社がグループに幹事会員として加入する際は、別途幹事会で協議の上、決定する。正会員、jp ポータル会員はこの限りではない。
4. 会員各社が開発案件（公開できる案件、自社だけで対応できない案件）を提示して共同開発の可能性を討議、具体化する。
5. 情報公開により、自社を主体とした参加希望企業により開発を行う。
6. 新製品・新分野情報は、会員全体に公開し、希望する会員間で調整する。
7. 会員の特徴、差別化技術等を再検討、対応能力を把握し会員各社の販売を拡大したい製品の公開等、共同でテーマに取り組む。
8. 会員の現行の対応力を正確に把握して、不足している技術、生産力は何かなど、常に

会員の実力を明確に把握する。

9. 会員間の連携を行うため事務局を設置する。
 - ① 営業販売促進及び技術開発の支援活動を行う。
 - ② 情報共有をポータルサイト（jp ポータル）で行う。
 - ③ 会員各社独自で受注が難しい場合の情報を事務局が吸い上げることにより会員間もしくは、協力企業にその情報を公開して会員各社の受注に結びつけられるよう支援活動を行う。
 - ④ 会員の営業促進するための展示会や勉強会を行う。
 - ⑤ 会員の受注斡旋、協業、協力、広報活動を支援する。

EMS-JP 事務局の運営

第3条

1. EMS-JP 事務局（以下、事務局）は、会員の月会費、販売手数料、広告宣伝料、各種展示会及び講演会収入、コンサルタント収入にて運営する。
2. 事務局は、会員を新規取引できる得意先企業に斡旋して、規定の販売手数料を受け取るものとする。但し、得意先が会員企業になった場合は販売手数料を受け取らない。

《販売手数料》

- ① 事務局または、jp ポータルに問い合わせがあり、成約した案件に対して案件元が事務局に支払う。受注した会員が支払うものではない。
 - ② 案件元企業が会員にならない場合、受注した企業が会員にならない場合は事務局に販売手数料を支払う。
 - ③ 販売手数料の基準は、＜別表 1＞のガイドラインによる。
 - ④ 販売手数料の支払は、＜別表 2＞の仕組みによる。
3. 販売手数料の支払い方法。
 - ① 事務局より、会員に請求書を発行してその金額に見合った代金を支払う。
 - ② 事務局より、毎月月末に締め切り、翌月末日に銀行振り込みにて支払う。
4. 会員が事務局と同行営業をする場合は、会員が交通費等すべての実費を負担する。
5. 事務局は案件の斡旋はするが、保証責任は負わないものとする。

第三章 会 員

入 会

- 第4条 本会の会員に入会を希望するものは、原則として幹事会員もしくは正会員の推薦があり、所定の入会申込書を事務局に提出し、幹事会で3分の2以上の承認を受けなければならない。

会員資格

- 第5条 本会の会員は、幹事会員、正会員、ポータル会員それぞれ以下の資格を持って、原則幹事会で3分の2以上の承認を得て、会員と認められるものとする。

1. 幹事会員

月額 5 万円の会費を支払いグループの運営に携わる企業とする。

原則として EMS-JP 事務局法人（JP 株式会社）へ出資を行っている企業とする。

2. 正会員

月額 1 万円の会費を支払いグループ間の交流に積極的に参加する企業とする。

jp ポータルに掲載された案件を受注または、案件に掲載することができる。

登録メンバー専用フォーラムを閲覧する権限を有する。

3. お試し会員

jp ポータルに登録しており、一ヶ月間限定で正会員とまったく同等の権限を行使することが出来る企業とする。案件を受注した時点で正会員に登録する。

4. jp ポータル会員

jp ポータルに登録しており、案件を受注した時点で正会員登録する企業とする。

jp ポータル会員は別途定める、jp ポータル規約に同意することを条件とする。

秘密保持契約は明確に第 16 条で定めるものとする。

JP 株式会社

第 6 条 EMS-JP 事務局を JP 株式会社として法人化する。（2005 年 12 月 21 日登記済）

事務局の会計内容を明朗化すると共に、EMS-JP グループのビジネスモデルを拡大するための窓口企業とする。JP 株式会社は EMS-JP グループの営業業務を担当する。但し、商流については会員企業を優先するが、JP 株式会社が商流になることもある。

入会金及び会費

第 7 条 入会金は、入会と同時に納付する。

一旦納付した入会金は、事情の如何に関わらず返却しない。

入会金	幹事会員	入会時	20,000 円
-----	------	-----	----------

	正会員	入会時	20,000 円
--	-----	-----	----------

	jp ポータル会員	不要
--	-----------	----

第 8 条 会費の納付は、毎月月末に締め切り、翌月末日に銀行振り込みにて支払う。

一旦納付した会費は、事情の如何に関わらず返却しない。入会后、会費を月々支払っている企業が一年未満で退会する場合は、一年分の会費を完納する。

会 費	幹事会員	月額	50,000 円
-----	------	----	----------

	正会員	月額	10,000 円
--	-----	----	----------

	jp ポータル会員	不要
--	-----------	----

正会員および jp ポータル会員資格の喪失

第 9 条 会員は、次の各項に該当したときは、資格を喪失する。

1. 会員の会社が事業の倒産、または事業の継続が困難と認められたとき。

2. 会費の滞納が3ヶ月以上の場合。
3. 会員本人が申し出たとき。
4. jp ポータル会員については別途、jp ポータル会員規約に定める。

幹事会員資格の喪失

第10条 会員は、次の各項に該当したときは、資格を喪失する。

1. 会員の会社が事業の倒産、または事業の継続が困難と認められたとき。
2. 会費の滞納が3ヶ月以上の場合。
3. 会員本人が申し出たとき。

除 名

第11条 会員は、次の各項に該当するときは、幹事会に於いて出席会員の3分の2以上の賛成による決議を得て、これを除名することができる。

1. 本会の会員としての規則に違反したとき。
2. 本会の名誉毀損、または本会の設立趣旨に反する行為をしたとき。
3. 本会の機密事項を第三者に漏洩したとき。

第12条 会 計

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

J P株式会社の会計年度も同一年度とする。

年度末の会計報告は、会計監事の監査を得たのち、幹事会総会で報告を行う。

原則として半期に一度は幹事会での会計報告を行い、収支計画を検討する。

第四章 機 関

役 員

第13条 本会の役員は、次の通りとする。

代表幹事長	1名
副代表幹事長	1名
事務局長	1名
副事務局長	1名
会計監事	1名

本会の役員の任期は、1年とする。但し、留任は妨げない。

役員は、幹事会員の幹事の中から選任する。

役員の仕事

第14条 代表幹事長は会を総括し、幹事会総会の議長を務める。

事務局長は代表幹事長を補佐し、代表幹事長が事故の場合、副代表幹事がこれを補佐する。

副事務局長は事務局長を補佐し、事務局長が事故の場合、副事務局長がこれを補佐する。

会計監事は、幹事会に出席して会の一般的運用について自己の意見を述べるとともに、必要があれば代表幹事長または事務局長と協力して会運用に努める。
また、会の会計について、監査し幹事会総会に報告しなければならない。

役員の選出

第15条

1. 幹事は、幹事会員の代表者若しくは、代表者から委任を受けた者から一名選任する。
2. 幹事から1名、互選により代表幹事長を選出して本会の役員とする。
3. 幹事から代表幹事長を除き1名、互選により副代表幹事長および副事務局長を選出して本会の役員として代表幹事長及び事務局長を補佐する。
4. 副事務局長は他の役員と兼任することができる。

幹事会

第16条 本会の幹事会は、定例幹事会、臨時幹事会の2種類とし、その開催時期等については次の通りとする。

1. 定例幹事会は、年12回、毎月第三水曜日13時に開催する。
2. 臨時幹事会は、代表幹事長が必要と認めたとき、または幹事の3分の1以上の要求があったとき臨時に事務局長が招集する。
3. 幹事会の議長は、代表幹事長がこれに当たる。但し、代表幹事長が事故の場合は副代表幹事長がこれに当たる。

営業ミーティング

第17条 本会の営業ミーティング（以下、ミーティング）は、次の通り開催する。

1. 営業ミーティングは、毎週一回、水曜日17時に開催する。
但し、幹事会決議により実施期間を設け隔週開催とする場合がある。
2. 開催の目的は会員間の情報交換及び案件の商談を目的とする。
会員企業以外にも、EMS-JP グループを紹介する場とする。
3. ミーティングの議長は、代表幹事長がこれに当たる。但し、代表幹事長が事故の場合は副代表幹事長がこれに当たる。
4. ミーティングの参加資格は、幹事会員及び正会員とする。
5. 幹事会員及び正会員の推薦があれば、jp ポータル会員及びその他の企業も原則として初回のみ参加することができる。

幹事会総会

第18条 通常は4月の定例幹事会を幹事会総会とする。

次事項の決定は幹事会総会の決議によらなければならない。

- ① 年度事業報告、収支決算の承認
- ② 年度事業計画、収支計画の承認
- ③ その他、幹事会が必要と認めた事項

第19条 幹事会総会は、招集日現在に於ける幹事会員数の2分の1以上の出席により

成立する。幹事会総会に於ける決議権は、幹事会員と事務局長とする。

幹事会総会に出席できない幹事会員と事務局長は、委任状により出席幹事会員と事務局長に委任することができる。本条各項に於いて委任状及び委任は出席とみなす。

幹事会総会の決議は、出席者決議権過半数の同意により成立する。

但し、規約の変更、任意解散については出席者決議権の3分の2以上の同意を必要とする。

補 足

第20条 EMS-JP グループは、次の通りの展示会を開催する。

1. 会員企業を中心に独自の展示会を開催する。
2. 開催の目的は、会員間のビジネス促進と交流、懇親を目的とする。
3. 原則として年一回の開催を定例とするが、複数回の開催もある。
4. 出展概要は、幹事会で決定する。

制 定

第21条 本規約は、平成20年4月1日付で制定する。

本規約の改定は、幹事会の決議により行うことができる。

本規約は、決議後直ちに効力を有するものとする。

＜別表 1＞ 販売手数料率のガイドライン

種別	説明	販売手数料
開発	新規及び改版の開発案件	8%
製造	新規及び改版の製造案件	4%
部品	新規及び改版の製造案件	2%
事務局主導	事務局主導の見積価格で受注できた場合	任意

※販売手数料を支払う場合

1. 案件元企業が会員にならない場合。
2. 受注した企業が会員にならない場合。

※製造に関する販売手数料は原則として下記の通り、定める。

1. 初回の製造案件の販売手数料 4%
2. 二回目の製造案件の販売手数料 2%
3. 三回目の製造案件の販売手数料 1%
4. 四回目以降の製造案件の販売手数料 0%

※但し、会員企業間の取引には販売手数料の支払いは一切不要とする。

＜別表 1＞ 販売手数料率の仕組み

